# 持続する志 ニ

――秋月悌次郎の諸国巡歴と『観光集』:『観察窺

中

西

達

治

## はじめに

本稿は、 せて悌次郎の諸国遍歴の実態にも迫りたいと思う。 附録部分の刊本、あるいは『観察窺班』 に提出したと考えられていた。ところが近年になって、『観光集』の その成果を、『観光集』 施治之資。」とある。これによって従来秋月悌次郎は、 された羽峯南摩綱紀の「秋月子錫墓碑銘」には、「既而以藩命歴遊海 継嗣子秋月胤継が編纂した秋月悌次郎の遺稿集 観政察俗、 そうした著作の概要を整理しようとするものであるが、 巻八の存在が確認されるなど、新たな発見が相次いでいる。 著観光集七巻。 七巻、 『列藩名君賢臣事実』十巻にまとめ藩庁 又録列藩名君賢臣事実為十巻、 一という著作の存在、さらに 『韋軒遺稿』に収録 諸国漫遊の後 供藩主 あわ

との関係や、 ことながら、 歴することとなった。 れたので、 平黌退寮後の生活に一段落つけた彼は、 学んだ華岡流整骨術の図録を作成している。(『日本整骨医学史』) 安政六年(一八五九)二月、 正規の藩士では この年より翌万延元年までおよそ一ヶ年間上方、 費用の問題など注目すべき点が多い。 単身での自由行動が許されていたわけではない。 ない諸生身分の者にとって、 いわゆる諸国漫遊であるが、 秋月悌次郎は、 藩に願い出てその許可が得ら 安政四年一月下旬より 旅先での身分の保 特に悌次郎のよう この当時は当然の 西国を遊 訪問先 昌

例がいくつかある。

の日記によると、 四郎は、 十六年三月十九日発行。この項、 明館調査報告 の日記に記されている。(上村 て薩摩を訪れた。この時の薩摩藩の対応の様子が、薩摩藩士市 らと対談している様子がうかがわれる。 人であった。対する南摩は悌次郎より一歳年上で三十五歳である。 た会津藩士がいる。 悌次郎の諸国漫遊に先だって安政一 文政十一年生まれでこの時三十歳、 第十七集」鹿児島県歴史資料センター黎明館 南摩は一 南摩綱紀である。 二月十六日から十九日まで滞在 文「史料紹介『市来四郎日記 内倉昭文氏のご教示による。) 二年から四年にかけて諸国 彼は安政四年二月、 興味深いのは、 藩主島津斉彬の側近の 入国 諸国 薩摩藩十 一の前 来四郎 日

いる。 事情を物語 をやって欲しいとの申出を受けた市来は、 来が訪問される山 為書き入りの揮毫をさせたとある。 、ての事前審査とでもいうべき話し合いがなされたということであ いたし候人之由、 翌日別れに際しては送別の詠詩の贈答があったという。 南摩について付されている「元来山田が門人ニ而一往は蘭学稽 三郎左衛門と共に、 っている。  $\mathbb{H}$ 漢学ニ達したる人之由」という寸評がこの 翌日山田 「から相談を受けて 種々評議に及んだとあり、 の家を訪れた市来は、 出発前 いることで、 岩城を通じて十両を与えて Ħ Ш 夜遅くまで対談 田から旅行費 受け入れるに 0 間 7

今一つは、悌次郎自身に関わる情報である。

のように日記に記している。(『小梅日記』東洋文庫本。)川合梅所(豹蔵)を訪問した。川合の妻小梅は、この時のことを以下安政六年四月七日、悌次郎は土屋鉄之助と共に和歌山の紀州藩督学

逢。(下略) 行の為に来る。先日上より追付来る筈也とさた有し筋也。両人に一〇四月七日、昼まへアイヅの士土屋鉄之助・秋月悌次郎、学問修

n ら通 これを見ると分かるように、 以下、 達があったのである。 日記には 和歌山藩士達とのさまざまな交流の内容が この日の夜に、 悌次郎らの 和歌 彼等は再 Щ 訪問 は、 度 沠 合宅を 江 戸 0 記さ 訪 藩 間邸

者は十 候に付、 〇八日 市川等計 日に和歌へ船にてつれ 直に行。 晴天。修行者の事に 弥の処は十日に定まるよし也。 也。 帰りて又小浦惣内方へ行。 上より御内々百目 付 行よし。 向笠三之丞より只今来る様 程出 仁井 (下略 筈。 中 田 略)  $\exists$ + 両 は -一郎・轍 一一郎・轍 此 方へ ょ

付、昼過より弁当取に増吉帰るに付、有合物をもたせやる。八つ○十日 朝雨降。段々上る。御城講釈にて出。又学校えも行に

罷出、 る。 手紙 来る。 督は 綿一反よこす。交ずし一重と。 代り丹後守殿に成候に付、 つ比也。大に御馳走にて有之候よし。 して三通の返事書。 金沢弥右衛門よりは、近日学校にて改役の面々御試有之事 本へ芳右衛門とつれて行。 増吉を久下へ送り、 山田庄右衛門よりは、 来る。三通。 三郎九郎 御さちい 御用人頭取之差図得相勤候様申渡候との事。 雨具持て行べきや抔言内、又晴天に成。 今日 へ被仰付、 田金左衛門殿召状。 広田杢之右衛門よりは、 (察医) 〇今日馬継より、 大組のよし。 に成候よし。 及び廻状もたせやり、 此よし塚山又太郎へ申渡候様との 妻木加左衛門と松本幾三郎え文武場え 跡から増吉行。 八つ比戸 兼て願込有之候隠居 七つ比芳右衛門さそひに来 外に高橋省安よりも いとさま御祝ひ申とて白 田より帰る。 金左衛門隠居に付、 五つまへ増帰る時、 帰るを待かね、 刻御 雄輔と小 ねる時は七 用部 一梅と 申 より 其 梅 又

理船も行との事。(下略)○十一日快晴す。今日奥州の書生二人を和歌へ船にてつれ行よ○十一日快晴す。今日奥州の書生二人を和歌へ船にてつれ行よ

と来る。 夕方よりくり山 所によぶ。 へつれ来り候様、八十一郎へ申置。 〇十二日 (議) 奥州の者、 論八つ過相済、 又跡より仁井田源 七つ過より八十一郎、 快晴す。 一学校拝見致度旨申出候に付、 ・つか山・ 今日学校におい 午時過より相初る。今晚土屋・秋月を此方 山本・ 郎来る。 辻野ら来る。 田中善之助・ 右に付、 て中よう 合十四 相ばん人通官共も一 拝見さす。 庸 跡より土 静吉郎と来り待。 左之通。 0) 通官共義 屋と秋月

り 山 千四 五人が山 秋月 Ŧī. 市 井 Щ 苗 伊 藤 呂 橋 同 田中 鉄 輔 辻 |井田 野 日の家来 林 Ш 中, 本 略

夜九つ比帰る。(下略)

しを受けているのである。許され、講義の様をつぶさに見学、その夜は、川合梅所の家でもてな厚遇されている様子がよく分かる。悌次郎らは、学校拝見を願い出て厚遇されている様子がよく分かる。悌次郎らは、学校拝見を願い出て

して滞在中の河井継之助に会う。継之助、土佐の風俗、政情について▽七月二十八日、備中松山に山田方谷を訪ね、旅館花屋で方谷に師事助日記・東洋文庫本。)などによって確認してみよう。以下悌次郎のその後の旅の様子を、『韋軒遺稿』、『塵壺』(河井継之

▽八月、薩摩にあって大山綱義と会う。

秋月より話を聞く。

(『塵壺』)

悌次郎より聞く。(『塵壺』)
▽十月四日、河井、佐賀の反射炉を見る。この製作者の名を長崎にて

響きを確かめているということではないかと思われる。) いたいので、従来「カン ( カン ) という音を出して詩作するのを悌次について、従来「カン ( カン ) という音を出して詩作するのを悌次について、従来「カン ( カン ) という音を出して詩作するのを悌次について、従来「カン ( カン ) という音を出して詩作するのを悌次に、中国人すぐさま追和の詩を書く。(『塵壺』。なおこの時の記事詩に、中国人すぐさま追和の詩を書く。(『塵壺』。なおこの時の記事詩に、中国人と交流。秋月の

壺∥)▽十月十八日、卵二つ酒一合を持参、長崎を発つ河井を見送る。(『塵▽十月十八日、卵二つ酒一合を持参、長崎を発つ河井を見送る。(『塵

る。(木下は、横井小楠・元田永孚の師。)(『塵壺』)▽十月二十二日、河井、熊本の木下真太郎を訪ねる。席上秋月の話出

桜島大根を藩士から贈られる。

(『観光集』

巻七

薩

摩

では、藩の入国許可が得られていなかったときはどうなるのだろう!

『観察窺班』

巻三

土佐に次のような記事がある。

甲浦 三十里、待ツ十二日ニシテ報告始メテ来ル。 正スルモ、蓋伝聞誤謬多カラン。 ソノ来ルコトヲ辞スト。余等憮然トシテ帰ル。 於テ関吏私カニ関内甲浦ニ宿セシム。 チ余カ来ル由ヲ言ヒ、 キ已二土佐二入ル。 ク、土佐人等吾カ藩ニ来ルコトアレハ、 逢フコトヲ得セシム。答書未タ来ラズ江戸府ヲ発 テ本藩ニ請ヒ、彼 土人言フ所ト又嘗テ聞ク所ナリ。 ジノ次、 将サニ南土佐ニ游ハントス。 ノ邸吏ニ簡シ、余等ソノ治城ニ往イテ儒職等 関吏藩命無キヲ以テ関ニ入ルコト許サズ。乃 郵馳シテ高知政府ノ吏ニ問ハシム。 高知城是ヲ去ルコト殆ント 兼テコノ近国ノ人ニ就テ参 蓋巳ニ許可ス。 ソノ国 日ク江戸ニシテヒニ 今コ ノ厳タルヲ以 ノ記スル所、 途中謂ラ 阿波ヲ過 ココニ

返事は、江戸において断っていたはずだとのこと、 入国させてくれない。これまでの経過を説明すると、 たので、 ち退いた。 らをしばらく甲浦に留め置いた。 た。さて土佐国境に到着すると、役人が許可されていないといって、 をしている。それと同じように事が運ぶだろうと、そのまま出発し は、土佐人が会津城下に到着して許可を求めてきた場合はすぐに許 おこうとした。出発時になっても返事が来なかったが、 西国歴遊を計画したとき、 会津藩から土佐の江戸藩邸に書簡を出して貰い、 土佐は入国管理がきびしいと分か 待つこと十二日、 やむなくここを立 高知城から届 役人は、 会津の場合 許可を得て 7

とであろう。 国においては、多かれ少なかれこうしたトラブルはいろいろあったこ国においては、多かれ少なかれこうしたトラブルはいろいろあったこある。紀州城下における厚遇ぶりばかりではなく、遍歴途中の他の諸査ができていない。伝聞のみにてまとめたという付記があるゆえんでおおよそこういうことになろうか。この国の情報については、実地踏おおよそこういうことになろうか。この国の情報については、実地踏

こうした苦労を重ねて、『観光集』はまとめられたのである。

Ξ

肥前 館本は 違があるが、内容は全く同じである。 ており、 字数も不揃いである。 字配置になっている。 しばらくは一ページ十行一行当たり二十二字、 書片仮名交じり文によって綴られている。 を記載する。 てある。 る。重山文庫所蔵の三冊は、いずれも手製の紙表紙に、 が分かる。東大史料編纂所のものは、 津家文書からの写本であり、 と東京大学史料編纂所に所蔵されている。 ている。これとは別に巻七 く十行であるが、それまでと異なり、 ご分は重山文庫同様平仮名行書体で筆記されている。 巻七 觀光集』 鹿児島県立図書館本は、 和泉・大和・駿 重山文庫、 各ページ十 巻一は凡例の後本文開始丁の冒頭、 月胤永編述」、 (薩摩・ 各ページ十行、 は現在、 琉 もしくは重山文庫と祖本を同じくする原本を、 球 二行、 附録部分は、 河) 本体部分との意味づけの違いを示すものであろ 新村出記念財団 巻二は 終り四分の一ほどは別内容) 巻二 一行当たり十九字、 (薩摩 一行当たり平均二十二字、 押印によって大正六年に筆写されたこと ペン書きで縦罫入りの用紙に書写され 「観光集巻〇」として各国各藩の記事 (相模・駿河・遠江・ 各ページの行数はそれまでと同じ 琉球) これを見ると、 これをさらに筆写したもので 字体は流麗な平仮名行書体で、 重山文庫に巻 巻七などは、 の写本が鹿児島県立図書館 鹿児島県立 巻七は開始丁に 縦横はかったような文 字間均等であ 鹿児島県立図 用字に多少の 図書館 表題が墨書し 整然とした楷 冒頭部分から 山 城 「観光集 附録 書 相 形

行第二版。)において、建立記念誌』(平成二年十月初版発行、参照したのは平成八年七月発建立記念誌』(平成二年十月初版発行、参照したのは平成八年七月発生立れらはいずれも写本であるが、秋月一江氏は、『秋月悌次郎詩碑

襲して丁寧に書き写されたものであることが知られ

る

であ 受けて、 実」と「 行った先の地は凡そ、 育等の諸般にわたり、 b, 全国有数の名藩に赴き、その藩の政治・経済・文化 「観光集」を著してこれを藩に献上した。 詳細周 西注、 密に視察した後、 秋月悌 松山 約一ケ年間に及ぶ全国漫遊の途に上った。 次郎) ・長州 安政四年 帰藩後彼は (萩)・ (一八五七) 列 鹿児島・ 藩名君賢臣事

載してみると次のようなものである。 集」の中の、銀台遺事、附録十五の一冊が私の家の書庫から見付たが、未だに「列藩名君賢臣事実」は見付からず、ただ「観光にが、未だに「列藩名君賢臣事実」は見付からず、ただ「観光

遺族、 0) バーの一人であった畑 性古文書研究会)によって解読されたものである。 て、概要を確かめることができた。 題翻刻が掲載された。この翻刻は、 て、「観光集附録十五」という題名で、 コピーをご提供いただき、当該書籍の全貌を知ることができた。 続いて「歴史春秋」第3号(会津史学会編、 秋本孝眞氏・中村紘子氏から本文と共に解読文を併記した全冊 洋子氏, から、 一江氏が指導していた朔日会 また時を同じくして、 研究会の時のコピー 秋月一江氏により、 平成三 図らずもその 年 秋 集を拝 刊本 江氏のご に

称されていたことに因む。年(一七九〇)に成立している。書名は重賢が芝白銀に住み銀台侯とのエピソードを、藩校時習館教授高本紫溟がまとめたもので、寛政二のま台遺事」は、肥後国熊本藩主細川重賢(一七二〇~一七八五)

集を見ると、表紙には、「観光集附録(十五」と楷書書きの刷り題僉(残念ながらこのコピーの原本は現在所在不明であるが、このコピー

部の一、二丁表裏を紹介して内容の解説をしてい

と自宅において『観光集』

刊本が見つかったことを報告

口

冒

ある。 紫岩の奉った詩の冒頭 くはないと思うのだが、その辺りは将来を待つしかない。 れていたということであるならば、 明で判読できないが、 は、三行書きの長枠蔵書印が押されていることが分かる。 江氏の紹介コピー 版下に用い、 流麗な行書体である。 が貼られており、 秋月胤永撰述\_ 肥後侯徳政五言三十韻并祈 もしかするとこの刊本は、 編集後記ともいうべき内容の最終ページ半丁分がある。 冒頭部分だけこのように訂正したものかも知れない。 」とあるが、 本文第一丁表の冒頭も楷書体で、 では見えていないが、 中の部分は「外嶋氏」と読める。 内容は、 「恭頌」で終わっているが、 公刊されている 「銀台遺事 流布していた「銀台遺事」の一つを 教正之」で始まる長詩を記した その他の巻がいつ現れてもおかし 冒頭第一丁表の枠外上部に 三」で始まる本文部分は 「銀台遺事」と同じで 刊本にはこの 観光集巻十五附 刊本まで出 翻刻は、 周囲は不鮮 後 宋

き点が、多々ある。 な関係になるのかは 十三・十四が存在することは確かなこととなった。 ・銀台遺事」を内容とする、先行二巻すなわち『観光集』 本化されるなど、 たまたま、この冊子が発見されたことにより、これ以前に の西国漫遊の成果である著作集 定かでないが、 。観光集』とその周辺著作については、 藩公に提出されたという著述が、 「列藩名君賢臣事実」とどのよう これらが、 附 解明すべ 秋月悌 録 の巻 \$

#### 五

の三の横には、 と記した金箔を散らした題僉が貼り付けられている。 方これとは別に、盛岡市中央公民館には、 冊 河 が収蔵されている。 阿 波 卷二 止」とあり、 土佐 (相模・遠江・ の三巻で、 卷一 これで完結していることが分かる。 参河・ (山城・摂津・兵庫・大和 茶渋色表紙 尾張・ 伊 秋月胤 に 勢・ 観察窺班 紀伊・ 永編 第三巻の題僉 0 若山 『観察窺 和 泉 各

は、併せ見るべきものということが云えよう。れらがどのような意図で書写されたのかは分からないが、内容を見てれらがどのような意図で書写されたのかは分からないが、内容を見ては不揃いで能筆とは言いがたく、一行当たりの字数は不定である。こ十一行、楷書片仮名交じり文によって丁寧に書写されているが、文字十一行、楷書片仮名交じり文によって丁寧に書写されているが、文字

 $\overline{0}$ 

### 六

辰雑記 部家にあった慶応三年の年間記録文書集成であり全十二巻からなる。 備後・安芸・長門 正してこちらに送られて来たものである。) 当初 応丁卯雑記 八が収録されている。取り上げられているのは、 かとなった。南部家蔵 『慶応丁卯雑記』巻五の末尾に巻五が、 最近東大史料編 『慶応丁卯雑記』は、 の巻一が慶応三年分であることが分かったため、 中に 纂所の調査によって盛岡歴史文化館南部 (巻五)、日向・高財・延岡 『観光集』巻五・巻八が収録されていることが明 『慶応丁卯雑記』は、 全十一巻とされていたが、 同じく巻六の初めの部分に巻 『観光集』 名前が示すとおり、 (巻八)である 播磨・備前 は、 後、 家図 このうち、 題僉を訂 「慶応四 備 戊 南

てい 以 の部分は、改丁した表部分に、 同じであり、まとめて同時期に書写されたものであることをうかがわ 記 左 で正確な字体であるが、文字に大小の差があり、 きるだけ原典に近い筆跡を残そうとしているようである。 せる。観光集が収録されている巻は、 れも流麗な行書体であるが、書写の字体は文書毎に変化しており、 |右に文字が配列されたような雰囲気ではない。 下 61 は、 る。各丁の片面は十 つこうした分類集成がなされたかは分からないが、 『観光集』 年初から年末までの文書類を順次配列してある。 の他の写本と同じように各国毎に藩政の記録が記され 一行、 「観光集巻○ 行 一十四字詰め 『観光集』 秋月胤永編述」として、 の部分を除 また重山 重山文庫本の如く、 「慶応丁 全巻紙質は 文庫本の筆 『観光集 竌

ている感は否めず、 あった可能性が高いと言わざるを得ない。 目 に触 確に写そうとした結果であろう。 べて稚拙の感は免れない。 れ た『観光集』二冊は、 二つの写本の原典の書写者が同 先にも記したように原典をできる 重山文庫の系統とは異なる系統 そう考えると慶応三年に南部藩 ただし両書の字体が近似し 一人物である可 能 限 で

に注 が高 重山 において、 月二十一日 けて東京芝の金地院に幽閉された時の日記 盛岡藩士那珂梧楼が戊辰戦争時の罪を問われ、 士秋月悌二郎 この点につい (女子短期大学日本語コミュニケーション学科 『観光集』と『負笈管見』(南摩綱紀) 文庫所蔵本を、 とし、 『観光集』についての書誌的考察をされており、 の記事に、「隣蔵も海苔など持て来て暫し物語 が直筆にて書たる観光集五巻貸したりき。」とあること この て小 ,林修氏は、 「秋月の 盛岡歴史文化館所蔵慶長丁卯雑記本につい 直筆原本かそれに近い写本である可 「秋月胤、 永の幕-—」(「歌子」第二十号、 『幽囚日録』の明治二年六 明治元年から二年にか 二〇一二年三月 末期西国 遊 歴考 その中で 会津藩 ては、 能性 刊。 上 実

緯は詳らかにしないが、二人の交流を考えれば、 時期に直接贈られたものと考えられる。 上にあった。那 13 本と推定され 戦犯として東京の獄に送られ、 蔵は盛岡藩御 中の 巻八も同 ものと同 翌二二日には美濃高須藩預りとして東京を出発する身 観光 集 — の || 珂梧楼が秋月直筆の「観光集」を所持していた経 :勘定奉行を務めた田 筆 卷五 一である可能性が高い。 跡 であるところから見て、 南部家図書と押印され この時期熊本藩邸 [鎖隣蔵。 とすれば、 これが秋月直筆とす 奇しくも秋 同 た 遊歴後遠くない 様にこれも直 この 一慶 13 と幽閉され 応丁卯! 月も 那珂梧楼 同 れ雑 7 様

> きり だけではっきりそうとは断定できないのではないだろうか。 考えることもできる。 梧楼の許に海苔などを持ってきてしばらくものがたりしたとあ と断定され か否かについては、秋月孝真家に伝来する秋月悌次郎の書簡二百 借覧されていたということである。 本と筆法を同じくする 応丁卯雑 れてはいない。 巻五、巻六の一部であり、 だと読めないこともない。 わゆる主語は隣蔵である。だとすれば、 から見て、 『慶長丁卯雑記』 「観光集」 『観光集』五 建白書や容保公名での嘆願書の写しなどをこれまで見てきた印 断定するには到らない。 記 の五巻の所有者は、 自筆の から分かることは、 誤解が一部あるようである。 巻を「貸したりき」とあるが、 所収の『観光集』巻五、巻八は、『慶長丁卯雑 可能性が高 珂 梧楼日 日記の本文を素直に読めば、 『観光集』 原本の写しである。 小林氏の説 記 いとは以前から思っていたが、 那珂梧楼ということになろうが、 の写本巻五、 慶応三年に、 本文には、 重山文庫所蔵本が秋月胤永の自 配の通り、 次の主語も前文と同じ隣蔵と 盛岡歴史文化館蔵本 南部家図書とも押 確 巻八が所有しも 前文は田 盛岡藩では、 交友関係からいえば、 かに秋 貸したのは田鎖 月悌次郎 一次一次 何より が 前さ 憲

### 七

写本としては途中欠巻をはさんで八巻 と思われてきた。ところがこれまで見てきたように、 悌次郎墓碑銘により、 臣事実』十巻は、 くする別本として、 するが、 先にも記したように、 まで これは 所在が 所在が確認出来ていない。刊本としては、 判明したことになる。 観光集附録巻十五\_ 『観察窺班』 全七巻、 従来 別に [観光集] 全三册がある。 『列藩名君賢臣事実』十巻がある 一ということで、 は、 (以後の存在は さらに、 南摩羽峯が撰文した秋 今の 内容の 所 内容は 『観光集』 とりあえず不 『列藩名君賢 性質を同じ は

観光集

ていること自体が驚きである。 していないということで、 るのかどうかも分からない。 らない。またこの附録部分がいわゆる『列藩名君賢臣事実』と一致す ということになる。巻十五以後続いて刊行されているのか否かは分か 全貌が解明されることを心から願っている。 当時刊行されていた諸藩の君臣の言行録をそのまま翻刻し 巻三である。これによれば、 全国に流布したとは思われず、 とにかくこの刊本は、 『観光集』 [観光集] ح 『列藩名君賢臣事実』 は本文以下に 別巻一部しか現存 刊本となっ 、附録とし

言はない。 掲げられた項目の概要を念のために併記しておく。 『観光集』 『観察窺班 の冒頭部分、 題言 (『観光集』 ・凡例と目 には 題 次

## 観察窺班題

クコ スルニ 巻固ヨリ 無シコレヲ一片ノ木ト云へハ一飯 治メ天下ヲ平 胤永日経史ハ譬ハ神主牌 ノ炊キニ用ユルニ足ラズ凡ソ物コ 君上ト敬と祖考ト仰キ至尊限 ラ用ユル テ懲シ善クコ、ニ取リテ用ユル レヲ用ユ や善ヲ見テ勧ミ(ママ) 過キス今夫神主コレヲ尊 堆ノ故紙耳覆醤ノ用ニ供 或ハ治平ノ万一ヲ ノ如何ニアル吾カコノ 史ノ比スベキニアラズ ル十 カニスベシ然ラザ (時) 、国家ヲ /如シ善 悪ヲ 補フ ij

凡例

者也 歴ニノ見聞スルフヲ得『者亦多シ 今皆前後参考ノコノ巻ヲ編ミ作ル ヨリ聞キ知ルー少カラス今日 ニ交ルフ多ケレハソノ制度風 余江戸ニ在ル久シク已ニ列国 俗固 ラ実 ノ人

然ルニ制度文為ソノ土人スラ篤ク ル ツテ改マリ風俗世ト変移スレハ見 実ヲ得ルト云ハンヤ且制度時ニ従 豊二尽クソノ詳カナルヲ聞キソノ 能ハス況ヤ吾儕他郷ノ一介生ニノ 心ヲ用ユル人ナラテハ是ヲ知ルフ 者コノ巻ニ記スル所ヲ以テ古 1]

十ノ黄金ヲ逆旅ニ投シ苦心ノ捜索 跋渉シ一年ノ光陰ヲ道路ニ送リ数 **ヿ**アラン然ラサレ レヲ録スル 、実ヲ得ソノ詳ヲ記ストモ亦 ・ヲ用 ハ吾カ輩 ハ険遠ノ ユルハ政府 ノ責 Ш III

ヤコレ 豊ニ尽ク聞イテ実ヲ知ルト云ハン 能ハズ況テ吾儕他郷ノ一介生ニノ心ヲ用ユル人ナラテハ是ヲ知ルフ キ知ルフ少カラズ亦今日 **1**多ケレハソノ制度風俗 凡例 ト雖モ制度文為ソノ国人スラ篤ク ナリ豊 今皆前後参考ノコノ冊子ヲ造ル者 メ見聞スル**ヿ**ヲ得ル者極メテ多シ 胤永江戸ニ在已ニ列国 ナリ取捨ノコレ タランカ将治平ノ具タランカ抑見 何ノ益アラン嗚呼コノ巻覆醤ノ用 ノ知ルフヲ得ル所ナランヤ且然リ ナリ余何ソ与カルフヲ得 掻痒窺班ノ名ヲツクル所ナ 二今度一 一行 五日 ノー介生ニノ ノ人ニ交ル 固 間留杖

巻中 段高ク録スル 者 其国 ヲ

例シ後

ヲ概スルフ無

ボカレ

六民ト記シー人ハ三公七民

年貢

ノ法ヲ記スニー人

21

川 記

コレ甚

タ訝

カシキフ

ナレ

ŀ

ニヨリテ

应

公六民

ンナル

ニナ

ĵν

モアリテ

定セサ

実ヲ察スルニ広キ国

同無キ

テ

・ソノ事

デヲ記

記スル

能

ス É

例

ラ

挙ケテ云

 $\wedge$ 

中二事 間ニモ ルフ無カレ 添削 相 ラア ス 述 愚按 ラ記 待 ・去ル テ発 ij 高 スル 論 ソ ヲ ク 挿 能 書スル 崩 マ ス 事二 ル 入スル ス E ス又事 ルフ アリ見ル 者 ナリ 因 記 アリ アリ ij ラテ自己 蓋 Ť 其 者拘 記 段 議 故 記 国 スル 論 其 地 無キ セ存スル リテ 二事 発明 リソ モ 事 愚接対 パスル /自己ノ ラ記スル ĺ 能 ・ヲア 見聞 モ 7 ス ij 挿 故 愚按ヲ述論 スルア 、モア 入ル ナリ ij ミニッ 7 故 ラ ij ル 且. ノナカラ 一愚按 アリ 故 事 従 <del>ヺ</del> ソ ス 見 記 モ ツ ル 相 テ 事 亦 E 七

テ

ルフ 無力 又議 スル ル 者拘 論ル間 T ワ

、人ソノ事ニ不審ニノ大畧 |考索・ソノノ実 ノ内ニハ土地 アリ三公七 /ラス今 スル耳 ルアリ モ見 、モア ハ 異 公 シキ・ 77 先キノ 凡テ制 同シ ヨリ スコ 公六民ト記 百 従 ナ 実ヲ 無キフ 国年貢 にと参伍 国二 ヺ ĺ 伝 テ 度風 人ソ 、モア 察ス 四 取 ル 甚 [公六民· ij ヲ 能 テ 一夕訝 テ録 考索ノ ノ事ニ シー 分制 ソ ij ル モ テー スー シノ 力 人ハ三公七民 広 ラ記 ス  $\exists$ ナ シキフ 定セザ ル 、二記 不審ニノ大畧 ĺV 二キ内ニ 例 事 類ア アリ 耳故 ヺ スニー人 Ŧ が挙り 実 記 ナレ 三公七 ij スモ ナ ル ケ ス 他 ĺ 土. 只 r テ ル 兒聞 ト覚 ア ij 地 卜 1 *)* \ 굿 二 ij 文民 1 記四へ 異

> ニテセ テ云 ハシニテ 進 Ż + 部 t ル サ 制 jν 男 度 妻帯セ モ 風 ァ 部 俗 三入ル ij ニ入レ サ ĺ 例 諸 ヲ 作法 類習 条コ

ナ

煩 ヲ ハ 雑中 察シ コ 瑣 ) 冗 間 ニ於テソ 知 病 ラモ悉 ルフ 三就 アラ治 事 イテ ラモ ヲ欲ス譬 ニスル うる蓄 / 要ヲ得 政 録 体 力 ハ ア客セ  $\wedge$ 蒀 如 ヘハ 然ル ジ見 ルフ 俗 医 サ ル者 後 善 ヲ 師 ル 願 千 悪 者

変竒異 牛溲馬勃 フ 煩

余田 IJ 道 1 法ニナル 全 シ余カ 年貢 米麦両 ラ始 · ヲ 記 Ĺ. ザラ知 ゴツ新 制 スフ ニテモ ト思ヘハ メ 中 麦納無クテ アリ米 事二於 記  $\coprod$ 作 ころ所実 亦疎 玉 沃 年貢多シ 藩 ij **九州** ) 夏年貢 故 ナリ ペテ 已ニ 租 土 ヲ納ムル多 ニテ租 ニソ 法 三米 寛 至 且 寛苛 納少 故 三帰 アリ 一ツ東 精 ル 一少ク古田 7 カラスコ 二米 ック苛法 アヲ論ス ・テ多ク スル 班 却 ク 海 麦新 寛厚 南海 テ苛 T

ヲ告クルヲソ

/ ノマ、

ニ記スル

Ĺ

度風

俗

コ

Ĵ,

類少カ

聞 制

覚

シキ . 二 従

方 ピシ

F

取 伍

ij

テ録

他

記録

ァ

ル

ヲ

疑

ファ 二異

無 ナ

力 ルフ

録ニ

一異ナ

ĺV

7

ル

モ見

ル

者

ヲ

国皆ソ 機シル 或 キニヤ愚意然ラズ昔  $\exists$ 介ノ 国 キニアラズ 旅 帝 観 都 戒 玉 土 貢 制 事

テソノ 如キハ 衰ノ カル所ニメ国 況ヤ吾等旅人ニノ豈 ル、 /外ナリ 是非 コスル 由ル 国々政 パーアリ 常ナレ ソ 善悪ヲ が所ヲ 然ル 詩ヲ ノ国 知ルフ 今吾 [人モ悉ク知 侯 ・ハ明者 読 教 知 分是 中二 ル 7 力 テ 在 ァ 非 コ 録 7 ソ ・老職 聞 ラン スル ヲ ル 得 知録 クフ ル 者 風 所皆 能 機 等 1] 俗 アテ盛 大 ヲ 秘 1]

**ソ**明カニ 亦吾 風俗 余遍ク ル ル 他 者又反観 カ今日 入ノ 記 四 一吾カ 火ラ 方ニ ノ漏 ノ戒 一異ナラ 政 見 遊 スフ ピヒ正 Á 教 ル ル 風 力 無 Ź 如シ 所 俗 ク ク 因 知 記 熏 ソ 巻ヲ ラレ スル IJ 皃

条目: 見聞 目数 モ 記 + 五件ア ス 一満夕 ル 及 足 ザ + ij (ラザ ル ル テ T 列 モ 1] 藩 ル 文見 T ヲ 1) 古 記 聞 見 日 ス スル 1] ル 吾

二入 ル アリ

制

度

部

ケンヤ

テ自 悉クソ ソノ国 或日 条目十 豈聞 ントス 度風俗善ヲ見テコレニ法リ悪ヲ聞 リテ盛衰 ル者外ニ見ハル、常ナレ 外ニノ歌謡 スルーアリ今吾カ記スル 是非善悪ヲ知ルヿヲ得 ヤ愚意然ラス昔西土 ルフヲ得 人モ悉ク知ル了能ハス況吾等旅人 二三老職等ノ与カリ 5今政府 ^篇ニ因リテ各国風教ノ是非ヲ知 呼 固 、謄写メ以 ナル者 ラ反観セ ハレシ方ノ言行事実ヲ録セル クフヲ得 ^ 詩ヲヨミテソ 介ノ行旅各国 [ヨリ 五件アリ 「 ノ 詩 、数ニ満タス或ハ精粗アル ブ活機 ノ由ル所ヲ知ルヿアラン ヘカラス観察モ詮無キニ 吾 ノ類ナリ ア帝都ニ貢 藩国ノ 力見聞 テ治教 ヘケンヤタ、ソノ制 テ列藩ヲ記 益無シト 如 然ル 知ル所 制 牛 ノ風 一ノ制 ノ及 政 ノ万一ニ補セ 度又 ハソ 事 テ賞罸黜陟 キ彼ノ列国ノ詩ハ 公俗政教ノ ハサ ハ明者コ セ 二中二在 所皆ソノ ノ枢機知 ニ列国皆 サル にスルニ ハ明君 ノ国侯 ニノ国 ル ア ナ 附録 煩瑣 臣ノ言行事 凡ソ テソ シ知ルフヲ 碑等ヲ載スルモノナリ 二入レ作法ニテセザル ザ ケテ云へハニニ 1] 同シ事ナ 治ス 馬勃モ蓄ヘテ然ル後千変竒異 コ 入ル諸条コレニ準ス jν 嵐 Ħ. 名所古跡紀文顕 V ルカ如 ジナル 公俗ノ部 Ĵ 冗雑 則 ノ要ヲ得ルヿ ノ類習ハシニテセザ ヲ 間二 ノ巻キヲ見 領 凡 ノ事ヲモ録ノ厭 者ハ今古 V ŧ 事実ヲ謄 がス譬 就イテ政体ノ善悪ヲ察 ト制 例 シ見ル者煩雑中 二入ルモアリ 二男妻対 能 度 ク見ルフ ル者先コ ヲ ヘハ医師 ニ拘ラス明君良 ハレタル人ノ墓 (ママ) 部 願 二入モル  $\widehat{\forall}$ 制 録シ又 マ 例ヲ挙 サ 度ノ ハ風 ノ牛溲 ヲ 病ヲ 題 ĺ 願 ヲ セ 1 部 俗 T

目

目

者又観: 風俗ヲ記 余遍 亦之に異ナラス嗚呼コ ル他人ノ吾カ政教風俗ヲ記スルフ カナルフヲ得見ル者コレ 余人ノ記 **ノ**明カニ火ヲ見ルカ如シ因リテ知 、リ但シソノ 亦見聞 グク四 ノ戒ムル所ヲ知ランカ 方ニ 行等ニ見及フハ特ニ詳 スルモ記スルニ足ラサ **ノ**漏ス**ヿ**無ク善悪炳然ト 一游 国 ヒ正シクソノ政 ノ分限帳 ノ巻ヲ見 ラ領セ ノ類又ハ ナ ル 教 日 ラ ル 悪

俗善

民戸古今多少 民心帰否 で示した内容の付箋がある 注 目 録 開始 列 前 藩 虚実 以下ゴシ

立 此ヶ条認込候心得こ 候旨秋月悌次郎申伝候事 而左之目.

学制 制度 制 得失二及ヒ蕃学 兼ネテコノ内ニアリ又ソ 間 緑 テ天下一様ニアラスト聞 条免豊臣免アリ又当時ノ免アリ 一係ル 詳 がソ ノ如シタ、 学問所、 -二係 地 カナルヲ知ラス凡例ニ云フ 田 コ ハ皆此 レ各国 ト云へハ畑ヲ兼ヌ租 、国体政事ニ及 ルフ 諸 税租 ハ皆此 制度ヲ記シ武 役ヲ概記シスヘテ 二附 う類 官員法度 ノ多少土 二載 ノ他 ピク余ソ ノ盛衰 ヲ 一地ノ 法北 稽古 術 記 海防 操練 風俗 賞罰 田制 学制 制 度 物産 処事 交易 議論 人物

字

ラ以

テ名目トスレ

Ŧ

沿海防禦如何 藩傑人議論 国産如何 兵制 租税古今多少 如何 文武 交易如何

盛

体

四

風俗 士農商各ソノ風アリ全国物配ノ賞ニ至ラサルモアリ総ノ賞罰ノ当否ヲ記シ刑法類一切此ニ財ス

意二及フ近来洋法ヲ採用スル者 採練 コレ兵制ヲ記シソノ得失勤 レハ政教上ニ及フモアリ 記ス風俗ハ政教中ヨリ出ル事ナ 記ス風俗ハ政教中ヨリ出ル事ナ

海無キ国トテモ夫々警備ノ持チ海防 海岸備禦ノ有無得失ヲ記ステ載ス

アリ故ニ又ソノ沿革利害等モ兼

記シソノ得失利害ニ及フスヘテ器械 新古銃船艦ノ類始メ兵具ヲ場アルハ附録ス

ミ又人言ヲ聞キソノマ、録スルタ、一瞥,ソノ大概ヲ記スルノ城郭 余営築ノ法ヲ知ルニアラス

ニ并ス

器物薬品ナト製スル場所モ又此

モアリ故ニソノ堅否ヲ論スルニ

ルモー藩有用ノ士ハ記スルアリ人物 天下ノ士ト称スルニ足ラサ至リテ蓋当ラサル者多シ

議論ヲ云ニアラスレハ記ス必スシモ経史人物等ノレハ記ス必スシモ経史人物等ノ

処事 今古ニ拘ハラス事務処置ノ 要ヲ得タルト思フハ此ニ記ス マスヘテ人功ニテ造ル者モソノ 国ヨリ出ツルハ皆コノ部ニ入ル で易 コレ唐蘭始メ諸夷ト互市ノ 交易 コレ唐蘭始メ諸夷ト互市ノ

総記 諸目ノ外ソノ全国総体ニ係 上又コノ目ヲ立ツ ニ又コノ目ヲ立ツ ニヌコノ目ヲ立ツ ニョリテ土地 非俚話ヲ記スコレニョリテ土地

山 巻 城 **一** 

アリ皆此ニ記ス

ルー又士農商各ソノ惣容ノ勢ヒ

山城

									;	持続	する	志	三	(中世	Бì	達治)	)									
記	沼津	駿河	雑記	罰	小田原	相模	巻 二	原駅	記	府中	駿府		大和	記	堺	和泉	防	長崎	肥前	兵庫	郭	大坂	摂津	宇治	俗	京都
	操練 海防 物産 総		総記	操練 海防 城郭 物産	小 制度 学制 田制 賞			御代官支配 物産		制度 操練 城郭 雜		雑記 総記	田制 風俗 産物 人		制度 海防 物産 総		交易 雑	制度 学制 風俗 海		制度 海防 総記	海防 物産 雑記 総記	制度 学制 器械 城		物産	御所 物産 雑記 総記	制度 学制 賞罰 風
記	沼津 操練 海防 物産 雑	駿河	雑記 総記	罰 操練 海防 城郭 産物	小田原 制度 学政 田制 賞	相模	巻二		原駅 物産	郭雅記	府中 制度 学制 操練 城	駿府	記	堺 制度 海防 産物 総	和泉	物 雑記 総記	大和 田制 風俗 産物 人	兵庫 制度 海防 総記		海防	大坂 制度 学制 風俗 器	摂津	宇治御代官支配 産物 風俗	記総記	制 賞罰 風俗 産物 雑	京都 制度 御所 制度 学
					事	操練 海防 器械 人物 処	津 制度 学制 風俗 賞罰	総記	海防	桑名 制度 学制 田制 風	伊勢	人物 物産 雑記 総記	罰 風俗 操練 海防 城郭	名古屋 制度 学術 学制 賞		物産 雑記 総記	崎 制度 学制 風俗 操		総記	人物 物産 風俗	浜松 制度 賞罰 操練 海	郭 人物 物産 雑記 総記	掛川 学制 操練 海防 城	遠江	練 海防 城郭 雑記 総記	田中 制度 学制 風俗 操
記	物議論物	罰 風俗 操練 海防 城郭	制度 学問 田制	紀伊	記	海防 人物 雑記 処事 総	津 制度 学制 風俗 操練	総記	裸 海防	桑名 制度 学制 田制 風		雑記 総記	練 海防 人物 城郭 物産	刑 賞罰 風	尾張	俗	岡崎 制度 学制 操練 城	参河	人物 雑記 総記		記 人物	海防	掛川 制度 学制 田制 操		别	制度 学制 風

萩松平大膳大夫 (注

冒頭部区分 岩国ノ三

本項第五項に海防あり。解説別文で

田制 賞罰 風:延岡内藤左近将監

賞罰 風俗 操練 海 総記

制度 学制

物産 雑記

名なく、「長府

徳山

再出。)

支藩ヲ家中ニテコレヲ御三家ト唱

フ」と書き出す。他藩の「制度」

長門	物 物産 雑記 総記	風俗 操練 海防 城郭 人	広島 制度 学制 田制 賞罰	安芸	処事 物産	福山 制度 風俗 海防 城郭	備後	記総記	城郭 人物 処事 物産 雑	松山 制度 学制 田制 操練	備中	海防 雑記 総記	岡山 制度 田制 物産 操練	備前	操練 海防 物産 総記	明石 制度 学制 田制 風俗	播磨	巻五	巻三·四 欠			
統記 器械 城郭 海防(注	防 賞罰 人物 物産	高知 制度 学制 田制 風俗	なかった云々。)	江戸で断ってあるとの口上で入国でき	れ、江戸に問い合わせ待つこと十二日、	趣旨を述べたところ、甲浦に留め置か	いまま出発した。土佐に至り藩役人に	して許可書を出したが許可が得られな	土佐(注 前書きあり。江戸出発に際	総記	練 海防 城郭 物産 雑記	制度 学制 田制 風俗 操	須本阿波ノ老臣稲田九郎兵衛在城	淡路全国阿波ノ領分ナリ	城郭 物産 雑記 総記	罰 風俗 操練 海防 器械	徳島 制度 学制 田制 賞	阿波	巻三	防 器械 議論 雑記	岸和田 制度 学制 操練 海	和泉
操練海防物産総記	学制 田制 賞	の解説にも、改ページ無し。)制	渡守(注 これ以後、新しい地域	高財(注 高鍋の誤りか。) 秋月佐	人物 物産 総記	飫肥 制度 学制 田制 風俗	日向	巻八	勧農之事他	常平法	文武館へ申渡之書		琉球国附	物産 交易 雑記 総記	罰 風俗 操練 器械 城郭	薩摩 制度 学制 田制 賞	巻七	巻六 欠	雑記 総記	械 城郭 物産	賞罰 風俗 操練 海防 器	に当たる内容。) 学制 田制

【付記】本稿をなすに当たって、貴重な資料の閲覧撮影を許可して下 【付記】本稿をなすに当たって、貴重な資料の閲覧撮影を許可して下 は、秋月一江氏の『観光集』関係の研究報告に関連して貴重な情報を は、秋月一江氏の『観光集』関係の研究報告に関連して貴重な情報を は、秋月一江氏の『観光集』関係の研究報告に関連して貴重な情報を は、秋月一江氏の『観光集』関係の研究報告に関連して貴重な情報を は、秋月一江氏の『観光集』関係の研究報告に関連して貴重な情報を は、秋月一江氏の『観光集』関係の研究報告に関連して貴重な情報を ました。

二〇一三年五月二十三日